

労働・助成金情報 特急便

第 15 号 (2012 年 6 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

雇用保険の各給付のうち基本手当（いわゆる失業給付）については広く知られていますが、その他にも雇用保険には様々な給付制度があります。今号ではさまざまな給付のうち「求職者給付」について触れていきたいと思えます。

✚ 求職者給付とは

雇用保険の被保険者が失業した際に、求職活動期間の生活の安定を図ることが目的とした失業等給付の一つです。求職者給付を受給できる被保険者には、一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者がいます。

✚ 一般被保険者

一般被保険者に支給される手当には、基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当があります。

➤ 基本手当

雇用保険の被保険者が離職した場合、失業中の生活を心配しないで再就職活動ができるよう、一定の要件を満たせば、雇用保険の「基本手当（いわゆる失業給付）」を受けることができます。

雇用保険の「基本手当」は、雇用保険の被保険者が離職して、次の 1.及び 2.のいずれにもあてはまる場合に支給されます。

1. ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「失業の状態」にあること
2. 離職の日以前 2 年間に、「被保険者期間」が通算して 12 か月（1 か月の出勤日数が 11 日以上あること

ただし、倒産・解雇等により離職した方（「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」）については、離職の日以前 1 年間に、被保険者期間が通算して 6 か月以上ある場合でも可

基本手当の支給を受けることができる日数は、年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職理由などによって、90 日～360 日の間で決定されます。

基本手当の 1 日当たりの額は、離職日の直前の 6 か月の賃金日額の 50%～80%（60～64 歳については 45～80%）です（上限額あり）。

➤ 技能習得手当

受給資格者が積極的に公共職業訓練等を受ける条件を整え、その再就職を促進するため、受給資格者が公共職業安定所長又は地方運輸局長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に基本手当とは別に受けられるものです。受講手当と通所手当の二種類があります。

【受講手当】

受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に日額は 500 円が支給されます。支給の対象となるのは、基本手当の支給の対象となる日のうち公共職業訓練等を受けた日です。

また、受講開始日が平成 24 年 4 月 1 日以降である職業訓練を受講する場合、受講手当に上限額（20,000 円）が適用されます。

【通所手当】

受給資格者の住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設へ通所するために交通機関、自動車等を利用する場合に支給されます。通所手当の月額是通过方法によりますが、最高 42,500 円です。

支給対象にならない日がある月については日割により減額して支給されます。

➤ 寄宿手当

受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために、家族と別居して寄宿する場合に支給されます。対象となる期間は公共職業訓練等を受けている期間のうち上記家族と別居して寄宿していた期間です。寄宿手当の月額は 10,700 円です。

受給資格者が家族と別居して寄宿していない日等、支給対象とならない日がある月については日割により減額して支給されます。

➤ 傷病手当

受給資格者が離職後、公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした後に 15 日以上引き続いて疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、その疾病又は負傷のために基本給付の支給を受けることができない日の生活の安定を図るために支給されるものです。(14 日以内の疾病又は負傷の場合には基本手当が支給されます。) 傷病手当の日額は基本手当の日額と同額です。

30 日以上引き続いて疾病又は負傷のために職業に就くことができないときには、受給資格者の申出によって、基本手当の受給期間を最大 4 年間まで延長できます。

受給期間を延長した後、その延長理由と同様の疾病又は負傷を理由として傷病手当の支給を申請したときの支給日数は、その受給期間の延長がないものとした場合における支給できる日数が限度となります。

※ 疾病又は負傷について他の法令により行われる類似の給付を受ける日については支給されません。

高年齢継続被保険者

高年齢継続被保険者とは、被保険者のうち 65 歳に達する日以前に雇用されていた事業主に 65 歳に達した日以降の日においても引き続き雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者とならない方をいいます。

➤ 高年齢求職者給付

高年齢継続被保険者が失業した場合、一般の被保険者の場合と異なり、被保険者であった期間に応じ基本手当日額の 30 日分又は 50 日分に相当する「高年齢求職者給付」が支給されます。

高年齢受給資格が認められるには高年齢継続被保険者であって以下の要件を満たす場合に限られます。

1. 離職により資格の確認を受けたこと。
2. 労働の意志及び能力があるにもかかわらず職業に就くことができない状態にあること。
3. 算定対象期間（原則は離職前 1 年間）に被保険者期間が通算して 6 ヶ月以上あること。

この他にも、短期雇用特例被保険者には特例一時金が、日雇労働被保険者には日雇労働求職者給付金が支給されることとなります。

今回は雇用保険の「就職促進給付」、「雇用継続給付」、「高年齢雇用継続給付」についてそれぞれご紹介したいと思います。